

「東京学芸大学国語教育学会紀要」編集規定

2015年6月20日

- 1 本誌は東京学芸大学国語教育学会の機関誌であり、年1回発行する。
- 2 本誌は、本学会員の論文、会員の研究活動に関する記事等を掲載する。
- 3 掲載論文は、投稿原稿の中から編集委員会が選考する。
- 4 論文の投稿に関する要領は、別途定める。
- 5 編集委員会は、掲載予定原稿について執筆者との協議を通じ、内容の変更を求めることがある。
- 6 本誌に掲載された論文その他の原稿は、原則として返却しない。
- 7 編集に関する事務は、編集委員会が行う。
- 8 編集委員会に関する規定は、別途定める。

「東京学芸大学国語教育学会紀要」編集委員規定 2015年6月20日

- 1 編集委員は、研究担当理事の中から選出された3名の委員によって構成する。
- 2 編集委員の任期は、原則として3年以内とする。
- 3 編集委員会に編集委員長を置く。編集委員長は編集委員の互選によって決定する。
- 4 編集委員会は、必要に応じて、「臨時審査委員」を委嘱することができる。

「東京学芸大学国語教育学会紀要」投稿要領 2015年6月20日

- 1 論文原稿は未発表のものに限る。ただし、口頭発表、プリントの場合はこの限りではない。
- 2 募集枠は、「研究論文」「実践論文」の2つのカテゴリーとする。どの枠に応募したものであるかがわかるように、そのことを題名の前に明記する。ただし採択の枠付けは、編集委員会 の最終的な判断によるものとする。
- 3 論文原稿は、横書きで原則としてパソコンを使用する。
- 4 編集委員会において特に枚数を指定するもの以外の論文原稿は、原則として誌面の書式で6ページ以内とする。ただし授業記録や写真等を掲載する必要性がある場合には12ページ以内とする。
- 5 投稿に際しては以下のものを同封する。
(1) 電子媒体(OS 名と作成ソフト名を記載すること)

(2) 打ち出し原稿 4 部(複写でよい)。うち 1 部は記名した完全原稿、残り 3 部は投稿者が特定されるような情報は削除すること。

(3) 投稿者情報(A4 一枚に、氏名、所属、原稿発送年月日、連絡先(電話番号、E メールアドレス、住所)、論文の表題、希望する募集枠のカテゴリーを記載したもの)。なお、提出物は原則として返却しない。

6 郵送に際しては書留で送付すること。また封書には氏名、所属、連絡先を記載し、表には「投稿 原稿在中」と朱書すること。

7 投稿論文は、9 月 1 日から 9 月 3 1 日までの期間に受け付けるものとする。